

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きされます。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きさせていただく額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

外来診療における高額療養費の外来現物給付化

「高額療養費の外来現物給付化」とは、外来診療を受けた場合に医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができる仕組みをいいます。

○自己負担限度額（1ヶ月あたり）

区 分	自己負担限度額
住民税非課税世帯の方	8,000円
住民税課税世帯の方(1割負担)	12,000円
住民税課税世帯の方(3割負担)	44,400円

○対象となる医療機関等

保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療となります。（柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外です。）